

# 危険物新聞

第389号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 藤井 政雄  
 編集人 松村 光惟  
 大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル  
 TEL (531) 9717・5910  
 定価 1部 60円

## 総会、優良会員表彰

全危連会長表彰も(新阪急ホテル)

5月16日 会員ら160名出席

大阪府危険物安全協会では、昭和61年度総会並びに優良会員の表彰式を5月16日午後、新阪急ホテルで開催した。

当日、午後2時より全国危険物安全協会連合会々長鎌田依喜氏による講演会「防災今と昔」が行なわれた。

次いで優良会員の表彰式にうつり、全国危険物安全協会連合会々長表彰が個人表彰3名、団体表彰2団体、及び大阪府危険物安全協会理事長表彰並びに感謝状が、特別功労者13名、会員功労者1名、優良危険物事業所49社、優良危険物取扱者8名、事務局功労者2名、懸賞論文入選者2名にそれぞれ記念品と共に贈られた。

式は理事長挨拶にはじまり、順次表彰が行われ、特別来賓の仁賀奈大阪府生活環境部長、野村吹田市消防本部消防長、鎌田全国危険物安全協会連合会長の祝辞があり、受彰者を代表して久保孝ペイント(株)代表取締役久保孝敏氏の謝辞があつて終了した。



引き続き会員総会が行なわれ、4時に終了。最後に懇親会に移り、広い会場も会員で埋めつくされ、なごやかなふん囲気のうちに午後5時すぎに終了した。

### 《全国危険物安全協会連合会々長表彰》

#### ■個人表彰

▷門春之(大阪府危険物安全協会理事、池田市消防協会長) ▷阪本義春(大阪府危険物安全協会理事、摂津市防火安全協会長) ▷岡庄蔵(守口・門真防火協会長)

#### ■団体表彰

▷堺市高石市防災協会連合会 ▷吹田市危険物安全協会  
(次頁へつづく)

# 消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

《大阪府協会特別功労者》

▷飯山章夫(前大阪府危険物安全協会顧問、前大阪府生活環境部長) ▷中谷晃光(前大阪府危険物安全協会参与、前枚方寝屋川消防組合消防長) ▷田中春之(前大阪府危険物安全協会参与、前茨木市消防長) ▷安井昭夫(前大阪府危険物安全協会参与、前柏羽藤消防組合消防長) ▷戸谷宗孝(前大阪府危険物安全協会参与、前大東市消防長) ▷大橋正治(前大阪府危険物安全協会参与、前箕面市消防長) ▷国本篤弘(前大阪府危険物安全協会参与、前大阪市消防局予防部長) ▷川田文男(前大阪府危険物安全協会副理事長、前大阪市危険物安全協会会長) ▷兼益正一(前大阪府危険物安全協会常務理事)

《会員特別功労者》

▷金谷正則(富田林市防火協会会長) ▷北田鷹造(交野市火災予防協会会長) ▷上田秀一(茨木市災害予防協会会長) ▷南出嘉(狭山町防火協力会長)

《会員功労者》

▷塔谷織布株式会社 池田等(貝塚)

■優良危険物事業所

▷住友金属工業株式会社製鋼所(大阪) ▷日立造船株式会社製鋼所(大阪) ▷塩野香料株式会社製鋼所(大阪) ▷大五栄化学株式会社(大阪) ▷藤中山製鋼所(大阪) ▷久保孝ベイント株式会社(大阪) ▷日本化成株式会社製鋼所(大阪) ▷東洋興業株式会社天満橋給油所(大阪) ▷カナエ塗料株式会社(大阪) ▷テイカ倉庫株式会社百島営業所(大阪) ▷南海電気鉄道株式会社自動車事業本部金岡営業所(堺市高石市) ▷浪田石油株式会社第2阪和鳳西町給油所(堺市高石市) ▷太陽工業株式会社堺支店御陵通給油所(堺市高石市) ▷コスモ石油株式会社堺製油所(堺市高石市) ▷日本石油株式会社大阪油槽所(堺市高石市) ▷南海電気鉄道株式会社自動車事業本部泉北営業所(堺市高石市)

▷山川石油店(東大阪) ▷朝日版製作所(東大阪) ▷大三化成株式会社(東大阪) ▷久保田鉄工株式会社製鋼所(枚方寝屋川) ▷朝日化学工業株式会社枚方工場(枚方寝屋川) ▷西田石油株式会社(枚方寝屋川) ▷第一石油株式会社(豊中) ▷松下産業機器株式会社(豊中) ▷古川化成株式会社(守口・門真) ▷近畿電話印刷株式会社(守口・門真) ▷小池石油店高槻営業所(高槻) ▷阪神溶接機材株式会社(高槻) ▷日本バルカー工業株式会社八尾工場(八尾) ▷日本精器株式会社(八尾) ▷止々呂美給油所森脇石油店(箕面) ▷阪急バス株式会社運輸部石橋営業所(池田) ▷山文油化株式会社(吹田) ▷田中運輸株式会社(摂津) ▷日立マクセル株式会社大阪工場(茨木) ▷サントリー株式会社技術開発センター(島本) ▷日亜ベイント株式会社(交野) ▷村川燃料株式会社(四条畷) ▷樋口石油株式会社(大東) ▷駒ヶ谷農業協同組合(柏・羽・藤) ▷堺大喜株式会社(松原) ▷阪和コンクリート工業株式会社(富田林) ▷フルタ製菓株式会社美原工場(美原町) ▷富士輸送株式会社(狭山町) ▷東亜紡織株式会社泉州工場(泉州) ▷友位合染株式会社(志岡町) ▷森石油株式会社(岸和田) ▷神鋼鋼線工業株式会社(泉佐野) ▷日本化学工業株式会社(泉南)

■優良危険物取扱者

▷朝日第一塗料株式会社 吉田利明(東大阪) ▷倉敷紡績株式会社寝屋川工場 山崎尚(枚方寝屋川) ▷大阪瓦斯株式会社千里エネルギーセンター 田中康寛(豊中) ▷日本国有鉄道大阪鉄道管理局吹田工場 上田正昭(吹田) ▷大西石油株式会社 大西豊治(茨木) ▷旭菱倉庫株式会社 大石広(大東) ▷堺化学工業株式会社長野工場 山内利彦(河内長野) ▷出光興産株式会社岸和田油槽所 迫田義和(岸和田)

■事務局功労者

▷見浪保治郎(大東) ▷治田健治郎(東大阪)

■懸賞論文 優秀賞受賞者

▷日本旭硝子化学工業株式会社吹田製造所 山崎徹 ▷コスモ石油株式会社堺製油所 山家勝

**正確な判断と適切な守りが安全のポイント**  
 ハツタ消火器・自動消火器・消火装置をお役立てください。  
 会社や事務所ではOA、工場ではFA、ご家庭ではHAとハイテク時代はどんどん進み、私達の生活は大きく変わります。でも、安全を願う心はいつの時代も同じ。ハツタは、常に安全確保のため真剣に取り組んでいます。

消火器・消火装置の総合メーカー  
**株式会社 初田製作所**  
 本社工場/大阪府枚方市稲穂田3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281  
 東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841  
 大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870  
 営業所/東京都・東京都・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・名古屋・北陸・大阪・京都枚方・岡山・広島・高松・松山・小倉・九州

**ガードは万全!**

## 〈懸賞論文・優秀賞〉

## 『当所の安全管理について』

コスモ石油 堺製油所

山家 勝

## 1. 初めに

日航ジャンボ機墜落事故、インドのボパールでの毒ガス漏洩事故など、とてつもない大事故があいつぎ、いわゆる企業事故に対する一般の関心と批判が一段と高くなっています。

一たび事故を起こしてしまうと企業の存続さえ危ぶまれかねないと云われる今日、安全操業は企業にとって最も重要な課題となっています。

一方、企業で働く我々にとっても、安全操業を継続することが、個人の幸せにつながることを、強く認識する必要があります。

なぜなら、安全の確保が企業存続の基盤であることのほか、これが生産能率や品質の向上につながり、さらには安心して働けることが会社に対する信頼感、満足感の向上へと、つながってゆくからです。

しかし、安全を確保するための技術確立には、多大の費用と時間を要するうえ、これで100%安全であるというものがないようです。

まして民間企業では安全についての投資にも限界があり、一安全担当者としては、たえず「アンドコ（この安全どこまでやるの）」に頭を悩まされているのが現状です。

事故の発生を零に近づけることはできても、零にすることはできません。

これは、安全の確率が<sup>フォーナイン</sup>99.99%とか、<sup>シックスナイン</sup>99.9999%とかいわゆる程の、最先端技術を駆使している宇宙ロケットでさえも、故障したというニュースがときおり新聞紙面を賑わせていることでも明らかです。

ただそうはいつでも、企業にとって設備を強化することは安全対策の第一歩であり、可能な限り設備の強化を図る必要がありますが、事故はこれら設備面での対策だけで防げるものではありません。

事故の大部分は、人為的な原因——人のチョットしたミスや誤解——によって発生しているからです。

事故を防止するためには設備面での強化を図る一方、これに関係する人々の理解や事故防止に対する意識を高めるための、適正な教育、くり返しくり返しの訓練を行うことが不可欠であるということです。

いい古されている言葉ではありますが、設備（ハード）、人（ソフト）両面にわたっての対策がなされてこそ、初めて万全であるといえます。

当所では、設備面については各種法規制を遵守することは当然として、独自の安全点検制度の活用、フェールセーフ、フルプルーフや多重化等の考え方に基づいて設計された異常時におけるシャットダウンシステムや保護システムの採用など、充分な対策を講じています。

このため、設備面では満点とはいえないまでも、かなりのレベルに達していると考えており、現時点ではむしろ、人の面での対策を図ることをより重要視しています。

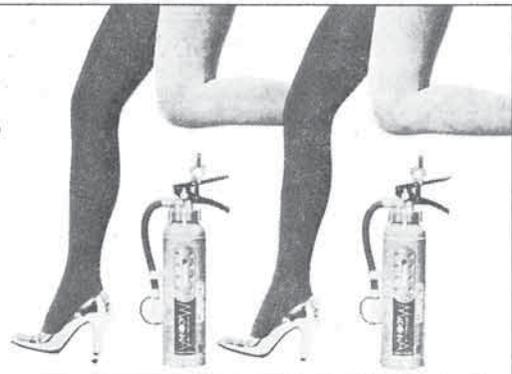
以下に、人の面での安全管理対策について、基本的な考え方の一端、具体的施策の一例について述べ、ご参考に供したいと考えます。

## 2. 当所の安全管理について

駅のプラットフォームに電車が入ってきたとき、人は誰に注意されなくとも白線の内側までさがります。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき  
1999 皇田ポンプ株式会社



この様に人は自分の身が危険にさらされそうになったとき本能的に自分の身は自分で守ろうとします。

従って、いかに安全を自分自身の問題としてとらえ、身近な行動目標とするかが重要なポイントとなります。

このことを踏まえて、我々は「会社のためではなく、自分の為に事故を起こすな!」を合言葉にして、安全操業の維持に努めています。

常識的には「会社のために事故を起こすな!」というところでしょうが、「自分の為に事故を起こすな!その結果が会社の利益につながる。事故を起こして泣くのは、自分自身であり、家族である。」という考え方に立っていると、当所の無災害15年継続の原点があるように思われてなりません。

さて、当所で実施している人の面での安全管理の内、特色のあるものとして

- (一) ヒヤリメモ制度
- (二) 全従業員皆防災要員化訓練
- (三) 夜間、休日訓練
- (四) 総合訓練

などが考えられますので、これらの概要について紹介します。

(一) ヒヤリメモ制度について

「事故から安全を学ぶな」という言葉があります。

これは事故が起きてしまったからでは遅く、事故を事前に防止するために、その要因を取り除いて先手、先手と予防する「先取り安全」をめざせということと理解しています。

当所でも危険予知活動、指差呼称など先取り安全施策を実施していますが、ヒヤリメモ制度もその一つです。

ヒヤリメモ制度は、事故に至らなかったがヒヤリとした事例について、記入することとし、このメモをもとに各ラインが、事故の芽を事前に摘みとろうとする制度です。

この制度をより実効のあるものにするためヒヤリメモが提出された場合、直ちに検討しその改善策を実施すること

にしています。

早期検討、早期対策は、事故防止上はもちろんのこと、職場の安全意識を高めるうえで極めて有効であると考えています。

更に今年度からは、ヒヤリ事例だけにとどまらず、このまま放置すれば事故になるかも知れないという範囲にまで先取り安全を拡大した、「ヒヤリカモ・シレメモ制度」として再スタートを切ることになっています。

(二) 全従業員皆防災要員化訓練

我々の安全管理は、先に述べました「先取り安全」のほかに、「全員参加」を二つめの柱として推進しております。

安全管理は管理監督者だけの力ではどうすることもできず、従業員全員のヤル気の盛りあがりがあるからこそ、初めてホンモノといえるからです。

従って我々の活動は、全てに全員参加を呼びかけ、全員のレベルアップを図ることを目標にしております。

全従業員皆防災要員化訓練もその一つであります。

当所で働く従業員はみんなが防災要員であり、全員で製油所を守るのだという、意識の高揚を図ることを第一の目的とし、誰もが初期消火ができることを第二の目的として実施されています。

この訓練は年二回実施されますが、一般従業員はもちろん、所長、副所長等の幹部まで全員が参加することになっております。

参加者全員は、消防ホースの担ぎ方、展張などの基本操作のほか、行進、号令、報告、応答、敬礼などの規律訓練も防災係の指導によってたたきこまれます。

規律の維持は、訓練の基本でありこれを行うことにより、きびきびとした行動ができるようになり、又訓練のマンネリ化を防ぐためにも有効であると考えております。

事故が発生した場合、全員が防災要員であると考えた企業は多いでしょうが、幹部が率先してホース展張訓練、行進訓練までを実施している企業は少ないのではないでしょ



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャージャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



うか。

#### ③ 休日、夜間訓練

当所では万一事故が発生した場合、従業員がそれぞれ、消防隊、工作隊などあらかじめ決められている隊に属し、早期に鎮圧を図る体制がとられます。

これは従業員が揃っている場合の話ですが、休日、夜間においても、その時間帯の体制をフルに活用して、初期消火、事故の局限化に努めなければなりません。

平常勤務の時間帯と休日、夜間の時間帯の時間比較では、前者は後者の4にも満たないのが状況です。

従って休日、夜間における体制づくりが重要であり、またこの時間帯に事故が発生しても、適確な判断がとれるよう平素の訓練が大切となります。

このために実施されるのが休日、夜間訓練です。

この訓練は、装置管理部署、消防隊、副防災管理者（保安当直者）などが出動して、通常21時ごろから始められますが、照明を消してみるなど夜間の特徴をできるだけ取り入れて実施しております。

また休日、夜間に、防災管理者に代ってすべての指揮をとる副防災管理者の任務は極めて重大なものとなりますので、副防災管理者の指揮能力の強化を目的とした訓練なども実施しております。

休日、夜間の訓練は、年間約50回実施されていますが、その内の何回かは所長、副所長の視察を加え、訓練終了後は、講評やねぎらいの言葉をかけてもらうことにしています。

このことが従業員全員のヤル気の向上に好影響を与えていると考えています。

#### ④ 総合訓練について

この訓練は年2回実施されています。

先に述べましたように、事故が発生した場合従業員全員がそれぞれの隊に属し、その任務を遂行することになります。

各隊には各隊ごとの行動マニュアルがありこれに基づき

教育訓練が行われます。

その成果を問うのが総合訓練であり、各隊ともそれぞれに工夫をこらし、訓練のたびに成長の跡が見受けられるのはよろこばしいことです。

なお訓練の想定にあたっては、技術的な検討を加え実際の事故にも応用できるよう工夫しています。

例えば××装置からガスが漏洩し出火したという想定で訓練を行ったとします。

訓練ですからガスも漏れていませんし、火災も発生していません。

従って、ややもすれば、風向きも考えずに、放水体制をとるといったことにもなりかねません。

ところが実際の場合では、爆風圧にまきこまれることもあろうし、輻射熱で近よれない場合、有害ガスで保護具が必要な場合など、いろいろな制約がある筈です。

実事故にできるだけ近い状態の訓練としなければ、いざという場合に役に立ちません。

このため当所では、実際の防災活動での制約条件となる、輻射熱、火災長さ、爆風圧、ガス拡散範囲などを計算し、これらの条件を加味した想定内容で訓練するようにしています。

なお計算は、噴出ガスの種類、風速等を設定すれば、あとはすべてコンピューターがはじき出します。

訓練当日は、放水はもちろん、報道関係者、負傷者などのエキストラの動員、時々刻々と変化する事故の情報を伝える速報の作成など実践さながらの感があります。

この訓練の結果は、反省会で検討され次回の訓練に生かされます。

訓練はできるだけ抜き打ちで実施することが望ましいのですが、特に総合訓練では業務そのほかの理由でこれが難しい場合もありますが、訓練想定にあたってはできるだけ抜き打ち的要素を増やすよう心がけることにしております。

ごあらかじめ準備して行う訓練は、動作も機敏になり欠点

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)

 **株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番9号 工技研ビル ☎358-9467-8

も目だたなくなる為、応用の面で不安が残りますがその不安は、装置毎に行う夜間抜き打ち訓練で十分に取りのぞくことにしています。

いずれにしても、技術的に裏付けされた実際の事故に近い想定を行うことに、この訓練の特色があると考えています。

### 3. 終りに

以上、当所の安全管理の要点について述べさせていただきました。

事故は、不安全な状態と不安全な行為がそれぞれ単独で、または重複した場合に発生します。

しかしこの事故の原因である不安全な状態や行為についての十分な知識があり、この知識を実際の作業に生かせることができるならば、事故の大部分は防止できると考えています。

事故を起こした従業員の責任を追求する前に、さらに教育訓練を充実させ従業員のレベルアップを図ることがより重要です。

教育訓練はくり返し行うことによって効果があらわれます。

年間教育計画等に基づいた、定期的な教育の実施が望まれるゆえんです。

当所では、年間約1,500件もの教育訓練を実施しており、この結果が設備的な対策と相まって、石油精製業における最長無災害記録証受賞の荣誉につながったものと確信しています。

しかし、過去の無事故無災害が明日からの安全を保証するものでない所に、安全管理の難しさがあります。

安全管理のうえで、安心は禁物であり安心は油断につながります。

我々は過去の記録を過信することなく、過去の記録のうゑに安住することなく、昭和61年を新たなスタートラインとして、安全操業への再スタートを切りたいと考えています。

以上

## 〔危険物施設の事故例〕

### 走行中、ローリー横転、灯油流出

#### (その1)

昭和61年4月、大阪市内において走行中の積載式ローリーが横転し、積載タンクを破損、灯油560ℓが流出する事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

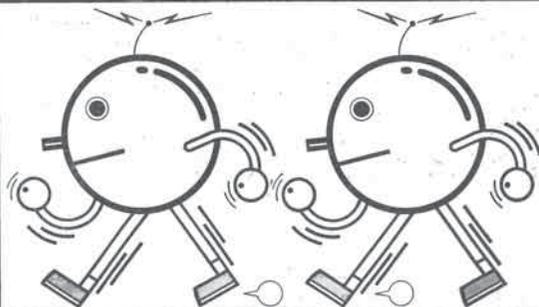
事故当日の正午ごろ、積載式移動タンク貯蔵所に灯油1,535ℓを積載して、従業員のT(19才)がA大橋を北進し、その橋の北側の交差点を右折しようとしたが、曲がり切れずに左側を下に横転し、歩道上の防護柵及び信号機用ポールに激突したものである。

ローリー車の激突により信号機用ポールを根元から折損し防護柵が破損した。ローリー車は運転室及びタンク部分を破損した。

タンク部の破損状況は、タンクの安全弁、計量口取付部を破損及びタンク天板部の中央溶接線添に亀裂(長100mm×幅10mm)を生じ、これらの部分から灯油が路上に流出、一部下水道へ流入したものである。

#### 〔問題点及び対策〕

- ① 移動タンク貯蔵所がハンドル操作ミス等で横転、スリップした場合、道路際の電柱、ガードレール支柱等の構造物にタンク上部を激突させる可能性が高い。
- ② この事故ではタンクの突起部分(側面枠、防護枠、安全弁)に大きな損傷がみられ、特に防護枠の損傷が安全弁の破損等大量漏油につながっている。
- ③ タンク本体の上部において、ガードレールの支柱と衝突した形跡のある部分があり、同部分では溶接線に添って亀裂が生じている。



# ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ、さらに未来に向けてハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 | 消火器 | 警報装置 | 避難設備 | 各種防災機器

● 防災のトータルプランナー

**YAMATO**

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

■ 本社 千537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL. (06) 976-0701(代)

■ 東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL. (03) 446-7151(代)



- ④ 側面枠も溶接線から引きちぎれた状態で大きな損傷をうけているが、側面枠取付け部の当て板が有効にタンク本体を保護し、本体には全く影響が出ていない。
- ⑤ 漏油は安全弁の破損部分、タンク本体の溶接線添いの亀裂部分のほか計量口部分からも大量に流出しており、計量口の計量時以外、閉塞をしておく必要がある。(計量口の閉塞不良は取扱者の締め付け不十分によるものか、衝撃により緩んだものか不明)
- ⑥ その他。

### 走行中、ローリー横転、灯油流出 (その2)

昭和61年1月、東京都内において、ローリーが走行中に横転し、安全弁等を破損したため灯油1,170ℓが流出した事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

アルバイト従業員A(危険物無資格者)が灯油2,000ℓを貯蔵した移動タンク貯蔵所(灯油2,000ℓ)を運転し、顧客宅への配達途中、トンネルを抜けた直後の緩いカーブで、制限速度を大幅に超すスピードで走行中、ハンドルをとられ転倒し、高速道路下の交差点内のセンターガードレールに激突した。そのためローリーの安全弁及びポンプ吐出管が破損し、灯油約1,170ℓが流出したものである。(回収量820ℓ)

#### 〔問題点及び対策〕

- ① 危険物を移送する場合は、危険物取扱者免状を有する者が乗車し、かつ、当該免状を携帯しなければならない。
- ② 運行開始に先立ち、車輛の始業点検及びタンクの底弁

その他の弁、マンホール、注入口のふた、消火器等の点検を実施するとともに、走行中は危険物の保安の確保に係る車輛のハンドル、ブレーキ等の確実な操作並びに道路及び交通の状況に応じた運行をしなければならない。

(全国危険物安全協会連合会 提供)

### ローリーへ注油中、オーバーフロー

昭和60年12月、東京都内の小口詰替専用一般取扱所においてタンクローリーへ灯油を注油中、灯油約1,040ℓをオーバーフローさせるという事故が発生した。

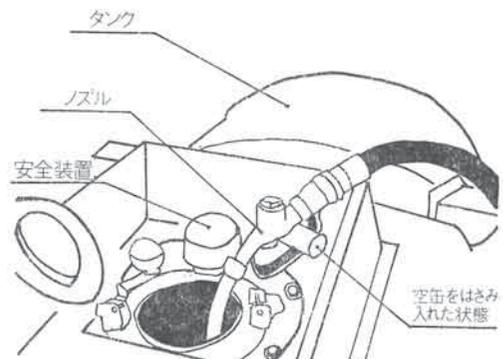
#### 〔事故の概要〕

燃料販売会社の社員A(丙種危険物取扱者)が、関連会社であるB事業所の小口詰替一般取扱所において、計量機のノズルを用いて、自分の運転する積載式移動タンク貯蔵所(2,000ℓ)に灯油を注油中(ノズルには、オートストップ機構がついていないため、レバー部に空缶をはさみ固定)、当日の配達予定の打合せのため、その場を離れて事務室に行っていたため、灯油約1,040ℓがオーバーフローし、敷地外に流出した。

なお、この事故は、消防隊が付近の警防調査のため、通行中、路上に灯油が流出しているのを認め、流出経路を追跡した結果、ローリーのマンホールから危険物があふれ、流出している状況を発見し、火災警戒区域の設定及び灯油の回収(約950ℓ回収)作業を行ったものである。

#### 〔問題点及び対策〕

- ① 本事故は、行為者(危険物取扱者)の不適正な危険物の取扱いによるものであり、危険物の取扱者は、危険物の取扱い作業に従事する時は、貯蔵・取扱い基準を遵守するとともに、保安の確保について細心の注意を払う必要がある。
- ② ローリーへの危険物の荷積み(注入)作業にあたっては、施設側関係者の立会いを求め、必要な管理の下を行うこと。  
(全国危険物安全協会連合会 提供)



注油状況図

大阪府 昭和61年度(前期)

## 保安講習始まる

茨木、東大阪、守口、貝塚(7月)

大阪府主催の昭和61年度(前期)危険物取扱者保安講習は、別掲のとおり7月2日より行なわれることに内定した。

受講希望者は早急に所定の往復ハガキ申込書(各消防署で配布)を送付されたい。

- ① 受講申込書(郵送) 本人→協会
- ② 受講申請日・受講日決定通知(郵送) 協会→本人
- ③ 受講申請
  - ・指定日に指定場所へ、受講申請書に手数料2,700円の大阪府証紙を貼付して(証紙は申請場所で発売)
  - ・受講票を交付
- ④ 受講
  - ・講習当日、受講票と免状を持参(テキストは当日、会場で渡します)

## 前期保安講習日程

7月2日(水)	大阪府職員会館
7月8日(火)	〃
7月14日(月)	茨木市商工会館
7月18日(金)	東大阪市立文化会館
7月21日(月)	大阪府職員会館
7月23日(水)	守口市文化ホール
7月29日(火)	貝塚市公会堂

なお、後期分として8月、11月、12月、2月に大阪市内5会場、豊中、枚方、高槻、堺などの各会場で講習会が予定されている。

## 危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

## ①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588(代)

## 消防法 一部改正

移動タンク関係(61.4.15)

昭和61年4月15日付けで、消防法の一部改正が行なわれた。そのうち危険物関係の主なものは移動タンク貯蔵所に係るもので、これは、最近における移動タンク貯蔵所の火災及び事故の実態にかんがみ、移動タンク貯蔵所の運行の実態に即して火災及び事故の予防並びに事故時の措置に係る対策を強化するためのものである。なお、この改正は昭和62年1月1日より施行される。

この改正の要旨は、次のとおり、

市町村長(消防本部及び消防署を置かない市町村においては、都道府県知事)は、法第11条第1項の規定による許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所でその管轄する区域にあるものについても、法第10条第3項の規定による貯蔵又は取扱いの技術上の基準に違反した場合の遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応急措置命令を命ずることができるものとされたこと。

(法第11条の5第2項及び第16条の3第4項)

## ◎主な改正点(抜粋)

消防法第11条の5(追加)

- ② 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
- ③ 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき第11条第1項の規定による許可をした市町村長等に対し、自治省令で定めるところにより、速やかに、その旨を通知しなければならない。

消防法第12条の2(一部改正)

- 3 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

消防法第16条の3(追加)

- ④ 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防法第42条第1項(一部改正)

次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 6の2 第16条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者